

九州生乳販連会報



No. **62**

May 2018

TOPICS

| | |
|---------------------------------|----|
| 九州生乳販連は指定事業者として指定を受けました | 1 |
| 平成30年度における加工原料乳交付対象数量について | 1 |
| 平成30年度事業計画について | 2 |
| 平成29年度生乳需給安定化対策実績について | 6 |
| 平成30年度生乳需給安定化対策について | 6 |
| 平成30年度総合乳価値上げに向けた対応 | 7 |
| 国産チーズ生産奨励事業について | 8 |
| 抗生物質混入事故の未然防止を図りましょう | 9 |
| 韓国で口蹄疫が発生 | 9 |
| 平成30年度における加工原料乳生産者積立金契約の取扱いについて | 10 |
| 平成30年度生産者乳価対策実施要領について | 11 |
| 酪農情勢報告 | 12 |
| 平成29年度会員別生乳受託乳量 | 13 |
| 平成29年度販売状況について | 13 |
| 月別受託生乳検査成績 | 13 |
| 酪農理解醸成・牛乳消費拡大対策事業 お知らせとご報告 | 14 |
| 暑さ対策を始めましょう! | 16 |

九州生乳販連は指定事業者として指定を受けました

本会は下記の指令により指定事業者（第1号対象事業者）として指定を受けました。
 指定にともない加工原料乳交付対象数量の配分を受けて、生産者補給金と集送乳調整金の交付を行ないます。

記

農林水産省指令29生畜第1336号

福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目32番18号
 九州生乳販売農業協同組合連合会
 代表理事会長 尾形 文清

平成30年2月22日付け29九生販連発第694号で畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項に基づき申請のあった指定事業者の指定については、申請のとおり指定する。

平成30年4月1日

農林水産大臣 齋藤 健

平成30年度における加工原料乳交付対象数量について

平成30年4月1日付けで、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第12条第3項及び畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号）第15条の規定に基づき、平成30年度における加工原料乳交付対象数量が下記の通り決定されました。

| | |
|------------------|------------|
| 1. 加工原料乳交付対象数量 | 92,526.4トン |
| 2. 加工原料乳生産者補給金単価 | 8.23円/kg |
| 3. 集送乳調整金単価 | 2.43円/kg |

平成 30 年度事業計画について

去る平成 30 年 3 月 28 日開催の臨時総会において決定された
平成 30 年度事業計画の概要をお知らせします。

基本方針(抜粋)

国内農業・酪農を取り巻く情勢について

国内農業については、昨年に大筋合意した日欧 EPA とアメリカが脱退した TPP11 という 2 つの通商交渉の結果による影響が大きく懸念されます。農林水産省の影響分析結果によると、牛乳乳製品だけで日欧 EPA で約 203 億円、TPP11 で約 314 億円の生産額減少が見込まれると公表されました。他の農産物への影響も含めると畜産を中心に農業全体で約 1,789 億円の生産額減少となり、農業生産が主産業である地域経済への甚大な影響が懸念されます。

酪農については、昭和 41 年から 50 年以上の長きにわたって施行されてきた加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が廃止されます。平成 30 年 4 月 1 日からは「畜産経営の安定に関する法律」が一部改正施行され、加工原料乳生産者補給金制度が組み込まれる一方で、補給金の交付先の拡大や生乳販売の委託先が広がることとなります。法改正により生乳販売への影響が懸念されますが、指定団体が従来から行っている価格交渉・需給調整・検査等の機能強化・維持のためには、会員や関係団体と緊密な連携を取り、酪農家の負託に応えることで組織を強固にすることが以前にも増して重要になります。

こうした状況の中、本会としても一般社団法人中央酪農会議の生乳需給安定化対策に対応しながら、九州の生産基盤の維持拡大を図りながら生乳の安定供給に取り組んでいきます。

また、需要期生産や集送乳の合理化、酪農理解醸成と飲用牛乳の需要拡大、生乳検査体制の充実、生乳の安全・安心への取組み等解決しなければならない課題はありますが、会員及び関係団体と緊密な連携のもと相互扶助の精神による組織の強化に努めながら次の事業を展開します。

1. 販売部門

(1) 生乳生産

- ①平成 30 年度の生乳生産は、新制度への対応を踏まえつつ、生産現場が国等による支援策をより活用し生産基盤の維持、強化を実現できる需給安定化対策を実施する。本会で取りまとめた受託販売計画を目標とし、本会が定める「平成 30 年度生乳需給安定化対策実施要領」を基本に、安定的に生乳を供給する体制を構築します。
- ②各会員より平成 30 年度 6 月、9 月、1 月を目途に、生乳出荷目標数量に対する生産見込数量の集約を行います。
- ③需要期生産対策の一環として季節別乳価調整率を堅持し、需要期増産を進めます。
- ④酪農乳業界が連携して行う、酪農乳業産業基盤強化特別対策等を推進します。
- ⑤2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を鑑み、安全・安心な生乳の供給に資するため生乳生産管理マニュアルを踏まえた生乳生産及び記帳・記録の完全実施（出荷伝票記入方式）を推進します。

(2) 生乳販売

- ①生乳取引は、乳業各社との生乳取引基本契約及び平成 30 年度の付帯契約を早期に締結し、用途取引の明確化と取引乳価の単純化及び平準化に一層努めます。
また「改正畜安法における新たな生乳流通」を踏まえ、新たな生乳取引へ取り組んでいきます。
- ②年間を通して高品質生乳の安定的供給に努めるとともに、生乳取引に係る乳質、生乳検査について生処で継続的に協議を行い（ポジティブリスト制度の趣旨を正確に理解し）、生乳の安全・安心を通して乳業者とのさらなる信頼・信用関係の構築に努めます。

③全国連及び他の広域指定生乳生産者団体との連携・協調体制のもと、広域生乳需給調整の中、送乳経費の削減及び飲用化促進を推し進めます。

④人口の減少や超高齢化社会・国際化の進展など環境変化に対応しつつ、国産100%である牛乳の希少性・安全供給・国内乳資源の価値向上等への理解醸成活動を進めます。

さらに、引き続き理解促進地域広報事業（ミルクジャパン）と連携し、九州独自の消費者への酪農理解醸成活動に重点を置き、更なる理解が得られる普及活動に努めます。

平成30年度は、牛乳の日（6月1日）や牛乳月間（6月）、さらには、牛乳定着強化月間等を活用した酪農という仕事の内容や牛乳乳製品の効能など基礎的な発信にも努めます。

（3）乳代精算

①生乳受託販売に係る経費の控除、乳代の算定・乳代精算の業務については、「生乳の受託販売・乳代精算及び生乳受託販売事業実施に伴う集送乳経費等の控除に係る要領」に基づき実施します。

②会員と乳業者で実施している乳代請求にかかる照合業務の合理化に努めます。

③本会の販売手数料は生乳受託販売代金の0.3%とします。

（4）季節別乳価調整率

①需要期における生産対策を図るため、本年度は以下の乳価調整率を実施します。

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 調整率 | 94 | 94 | 100 | 110 | 111 | 114 | 105 | 100 | 93 | 92 | 92 | 92 |

※調整率とは各月のプール対象乳代に対しての加減率のことをいう。

※需給の急激な変動があった場合は、期中に見直しをすることができる。

②毎月、生乳受託販売規程に基づき販売した生乳販売代金に季節別乳価調整率を乗じる方法により生乳支払代金を算定します。

③過不足金ならびに過不足金に係る金利については、30年度6月～11月分会員毎受託乳量に応じて3月分支払い乳代時に精算します。

④31年度以降の調整率については、30年度上期終了後、販売委員会の意見を聞き理事会で決定します。

（5）加工原料乳生産者補給金等

①加工原料乳生産者補給金は、新制度のもと農林水産省が決定した加工原料乳認定数量（脱脂粉乳・バター等、生クリーム、チーズ）1kg当たり8円23銭、集送乳経費負担額の平準化及びプール化を基本とする集送乳調整金は2円43銭とし、支払いは四半期ごとにします。（但し、第2四半期分は、精算払い時に実施）

②加工原料乳生産者補給金制度を補完するため、加工原料乳生産者経営安定対策事業に取り組みます。

③加工原料乳生産者経営安定対策事業については、別に定める業務方法書に基づき実施します。

（6）生乳輸送

①生乳の集乳については、新制度のもと本会と会員が連携のうえ、生乳流通体制合理化推進事業を活用し、集乳経費の平準化を確立するための協議・検討を進めます。

②生乳輸送（送乳）は、本会が契約した輸送業者と連携し、効率的な輸送体系を確立するための具体的な方策等を検討します。

③新制度のもと需給調整業務を的確に実施し、合理的な生乳輸送や運賃コストの低減に努めます。

（7）補助事業

①加工原料乳生産者経営安定対策事業

②生乳流通体制合理化推進事業

③酪農経営支援総合対策事業

④生乳需要基盤確保事業

⑤国産チーズ生産奨励事業

⑥その他

2. 検査部門

（1）指導・取引・格付け検査の実施

乳用牛群検定普及定着化事業に伴う会員から依頼された個体検査を実施します。取引格付け検査については、検査精度認証を取得しない乳業者へは認証を取得した取引検査機関で検査し、そこで得られた値を採用するよう進めます。

（2）検査精度認証制度

生乳検査所は認証委員会から精度管理の行き届いた生乳検査組織として認証されています。取引・格付け検査の精度管理については検査マニュアル

に基づき実施します。

(3) バルク乳採取マニュアルの普及とローリー乗務員研修

ローリー乗務員のバルク試料乳採取方法について統一されるよう、集乳マニュアルの普及とローリー乗務員の集乳技術の向上と知識の普及に努め、高品質生乳の安全な輸送ができるよう努めます。

(4) 生乳の安全・安心確保

各方面の協力の下「生乳の安全・安心の確保」を推進、出荷伝票への記録を乳質事故の防止に活かせるよう進めます。また、現場で薬剤の誤った使用がされないよう各会員と連携し指導を強化します。

(5) CS職員等の技術研修

CS職員等の受入生乳検査技術の基礎知識習得とCS職員・指導職員の技術の平準化のため、検査技術研修会を継続して行ないます。さらに、基礎知識を習得済みの職員のための研修プログラムを実施し、会員からの要望により現地での研修や指導にも対応します。また、乳業者との検査技術に関する交流を行ないます。

(6) 生乳品質共励会の開催

平成29年度生乳品質共励会において成績が優秀であった生産者対象に表彰式を開催します。生産者の乳質改善意識の向上のため平成30年度生乳品質共励会を開催します。

(7) シャーレの供給

引き続き希望する会員に抗菌性物質検査用のシャーレの供給を行ないます。

(8) 牛改検検査等の検査実施本数

会員からの生乳検査依頼に対応し、実施します。

本会生乳検査所の検査計画

| | |
|--------|------------|
| 配分細菌検査 | 33,600本 |
| 配分成分検査 | 33,600本 |
| 牛改検検査 | 865,200本 |
| 指導検査 | 32,000本 |
| 取引確認検査 | 50,000本 |
| 総検査本数 | 1,014,400本 |

※宮崎県及び確認検査が未集約の場合における1年間の検査計画本数です。

(9) 配分・取引に係る生乳検査料

生乳検査料は、受託乳量に対し12銭/kgとします。

3. 総務部門

(1) 内部留保の充実

自己資本の強化を図るため目的積立金を可能な限り増額し、内部留保の充実に努めます。

(2) 効率的な資金管理

資金運用の効率化と債権管理の強化に努めるとともに、本会財務の健全化を図ります。

(3) コンプライアンス態勢の推進

法令・定款・規程等の遵守を基本にしたコンプライアンスの推進に取り組みます。また、役職員のコンプライアンスへの意識向上に向けた研修会などの取り組みを実施します。

(4) 職員の処遇と教育研修

職員の処遇については、人事考課実施要領に基づいて行います。また職員としての知識および資質の向上を図るため、計画的な職員教育、関係機関・団体や外部の研修会等にも積極的に参加します。

(5) 酪農理解醸成活動の推進

「酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する」ことを目的とした酪農教育ファーム活動を行うことで、児童・生徒・学生からその保護者までがより一層酪農に対する理解醸成を深めるよう取り組みます。

また、活動場所の安全・衛生の管理徹底を会員と協力して取り組みます。

(6) 情報の提供

定期的に発行している本会会報とホームページにより、充実した情報の提供に努めます。会員・酪農家および関係団体には改正畜安法に対応した情報の提供や業務運営状況を、一般生活者には正確で有益な牛乳・乳製品の情報を提供します。

平成30年度用途別販売計画

(単位：トン)

| 年月 | 用途別内訳 | | | | | |
|-------|---------|---------|-------------|---------|-------|---------|
| | 飲用牛乳等向け | はっ酵乳等向け | 脱脂粉乳・バター等向け | クリーム等向け | チーズ向け | 合計 |
| 第1四半期 | 112,570 | 23,640 | 16,030 | 7,960 | 300 | 160,500 |
| 第2四半期 | 101,980 | 24,440 | 5,450 | 7,430 | 300 | 139,600 |
| 第3四半期 | 101,950 | 22,080 | 13,890 | 8,380 | 300 | 146,600 |
| 第4四半期 | 99,490 | 21,230 | 25,170 | 7,910 | 300 | 154,100 |
| 合計 | 415,990 | 91,390 | 60,540 | 31,680 | 1,200 | 600,800 |

平成30年度損益計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|----------|------------|
| 販売事業収益 | 69,160,835 |
| 販売事業費用 | 69,006,004 |
| 販売事業利益 | 154,831 |
| 消費拡大事業収入 | 15,859 |
| 消費拡大事業費用 | 15,659 |
| 消費拡大事業利益 | 200 |
| 検査事業収益 | 116,708 |
| 検査事業費用 | 24,061 |
| 検査事業利益 | 92,647 |
| 補助事業収益 | 17,232 |
| 補助事業費用 | 17,320 |
| 補助事業利益 | -88 |
| 事業総利益 | 247,590 |

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|---------|---------|
| 人件費 | 128,238 |
| 旅費交通費 | 12,620 |
| 業務費 | 12,529 |
| 諸税負担金 | 9,883 |
| 施設費 | 39,800 |
| その他管理費 | 2,273 |
| 一般管理費計 | 205,343 |
| 事業利益 | 42,247 |
| 事業外収益 | 7,820 |
| 事業外費用 | 2,798 |
| 経常利益 | 47,269 |
| 特別利益 | 0 |
| 特別損失 | 0 |
| 税引前当期利益 | 47,269 |



平成29年度生乳需給安定化対策実績について

平成29年度に実施した生乳需給安定化対策の実績は、下表のとおり平成29年12月時点に取りまとめた目標数量に対し計画比100%となりました。

表 平成29年度生乳需給安定化対策実績

(単位：kg)

| | H28実績 A | H29目標数量 B | H29実績 C | 前年比 D=C/A | 計画比 E=C/B |
|---------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| ふくおか県酪協 | 77,990,702 | 75,742,058 | 75,771,964 | 97.2% | 100.0% |
| 佐賀県農協 | 15,506,719 | 14,314,675 | 14,479,850 | 93.4% | 101.2% |
| 長崎県酪連 | 40,775,228 | 38,749,766 | 39,042,315 | 95.8% | 100.8% |
| 熊本県酪連 | 244,085,222 | 243,105,287 | 242,837,912 | 99.5% | 99.9% |
| 大分県酪協 | 71,254,925 | 68,300,000 | 68,132,172 | 95.6% | 99.8% |
| 宮崎県経済連 | 81,308,792 | 78,235,509 | 78,005,177 | 95.9% | 99.7% |
| 鹿児島県酪協 | 86,840,915 | 84,800,000 | 84,802,679 | 97.7% | 100.0% |
| 九州合計 | 617,762,503 | 603,247,295 | 603,072,069 | 97.6% | 100.0% |

平成30年度生乳需給安定化対策について

1. 生乳需給をめぐる情勢

近年、生乳生産基盤の弱体化及び堅調な飲用牛乳需要を背景に、国内の生乳需給は逼迫傾向を続けており、毎年度、カレントアクセスを超えるバター・脱脂粉乳の追加輸入が実施されています。特に都府県の生乳生産基盤の弱体化は、相次ぐ自然災害の発生や輸送業界での人手不足等の問題とも相まって、最需要期である9月等の広域流通調整を年々困難にして来ています。農林水産省では、畜産クラスターをはじめ様々な生産基盤強化対策が実施されていますが、こうした事業等を活用しつつ、一層、基盤強化に取り組むことが急務の課題となっています。

2. 平成30年度生乳需給安定化対策の基本的な考え方

(一社)中央酪農会議の実施する生乳需給安定化対策は、平成24年度より「3カ年は減産しない」とする中期対策に移行し、二期目の最終年度となる29年度には、より生産現場での生産意欲を喚起するため、『積み上げ型』の対策に移行されました。平成30年度からは、引き続き「3年間(平成30～32年度)は生乳の増産・維持」とする中期生乳需給安定化対策(第3期目)を実施し、生乳生産者の計画的な生乳生産・経営安定に資するとしています。また、従来行っていた次の取組みについては休止することとされました。

- ①販売基準数量、特別調整乳数量、選択的拡大生産数量の3種類の生産枠による目標数量設定
- ②新規就農枠の設定
- ③超過・未達に係る措置(目標数量の指定団体間調整含む)。

本会においても、(一社)中央酪農会議の考えに基づき、平成30年度生乳需給安定化対策を次のとおり実施します。

- (1)新たな補給金制度に基づき農林水産省に提出した平成30年度年間販売計画の数量(ただし、年間販売計画に含まれない公共牧場の数量等も生乳出荷目標数量に含める)を平成30年度の生乳出荷目標数量とします(表1)。この数量に対する進捗状況を踏まえた見通しを把握するため、6月までに平成30年度各月の生乳出荷見込み数量を集約します。その後、集約した見込み数量を販売数量へ適宜反映することを目的として、期中に2度数量の見直しを実施します。

表1 平成30年度生乳出荷目標数量

(単位: kg、%)

| | H30目標数量 | 前年実績比 |
|---------|-------------|-------|
| ふくおか県酪協 | 74,953,497 | 98.9 |
| 佐賀県農協 | 14,260,090 | 98.5 |
| 長崎県酪連 | 39,085,000 | 100.1 |
| 熊本県酪連 | 250,559,857 | 103.2 |
| 大分県酪協 | 70,276,000 | 103.1 |
| 宮崎県経済連 | 80,765,372 | 103.5 |
| 鹿児島県酪協 | 84,560,000 | 99.7 |
| 九州合計 | 614,459,816 | 101.9 |

- (2)生乳生産基盤が弱体化している現状を踏まえ、中期的視点に立った生産基盤の維持・強化対策を実施する観点から中期出荷目標数量を設定することとし、平成32年度を目標年度とします。各会員の中期出荷目標数量は平成29年度の総受託乳量とします。
- (3)平成30年度生乳出荷目標数量を実現するための生乳生産基盤維持・強化計画(基盤強化・維持計画)を国等による補助事業を活用しつつ、会員等と協議して作成し、中酪会長が別に定める日までに中酪に提出します。また、平成30年度生乳出荷目標数量を達成するための増産奨励措置を検討します。この奨励措置の詳細は、別途生乳受託販売委員会に諮問のうえ、本会理事会で決定します。
- (4)生乳需給の動向を踏まえ、必要に応じて適宜需給緩和時の対策について検討を行います。

平成30年度総合乳価値上げに向けた対応

これまでの各乳業メーカーとの協議の中で、値上げ実現の為、以下の内容が必要と考えます。

- ① 生産基盤維持の為、実現可能な具体策の実施
- ② 生活者の方々に対する牛乳値上げの為の理解醸成
- ③ 牛乳の小売価格の是正
- ④ 日本の食料自給、国土・環境保全などに、酪農が果たす役割の理解促進
- ⑤ 国産生乳の安全・安心の確保強化

上記の内容を踏まえ、30年度総合乳価値上げの為、全国での生乳生産量が停滞する中、九州ブロックの立地条件・酪農家の生乳生産に対する意欲等を各乳業メーカーへ繰り返し訴え、他ブロックの交渉動向にとらわれず、今後も継続して乳価交渉へ取り組みます。

(平成30年4月1日より、「チーズ向け(ハード向け+4円、ソフト向け+5円)」が、北海道に準じて値上げになります。)

国産チーズ生産奨励事業について

平成29年度補正予算関係農畜産業振興事業において新設された「国産乳製品等競争力強化対策事業」のうちの「国産チーズ生産奨励事業」について、本会が事業実施主体となって実施していくこととなりましたので、事業内容についてお知らせします。

1. 目的

T P P、日 E U 経済連携協定の発効を見据え、チーズ向け生乳を生産する生産者が将来にわたって安定的に酪農経営に取り組めるようにするため、チーズ向け生乳の品質向上への取組を行う生産者を支援する事業です。

2. 事業の実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。

3. 事業の要件等

(1) 事業対象者

本会を通じて生乳の出荷・販売を行う生産者であって、次に掲げる基本となる取組のうち7項目以上に取り組んでいる生産者としてします。

- ①乳房炎予防のための畜舎の環境改善
- ②飼養管理の高度化
- ③飼料分析の実施
- ④記帳・記録の実施
- ⑤搾乳機器の点検・整備
- ⑥チーズ向け生乳の品質向上
- ⑦抗生物質の迅速検査
- ⑧その他生乳の品質向上対策

(2) 乳質基準

この事業の対象となる生乳は、次の乳質基準をすべて満たした生乳とします。

| 項目 | 無脂乳固形分率 | 乳脂肪率 | 細菌数と同等の基準* | 体細胞数 |
|----|---------|--------|------------|----------|
| 基準 | 8.3%以上 | 3.5%以上 | 10万/ml以下 | 30万/ml以下 |

※本会検査所のバクトスキャンによる測定値とします。

(3) 奨励金の単価

この事業の奨励金の単価は次のとおりです。

- ①基本となる取組を実施する場合：12円/kg
- ②次の上乗せとなる取組を実施する場合：
①+3円/kg
ア. ホルスタイン種以外の乳用種飼養
イ. 有機畜産の認定

(4) 生乳検査体制

本会検査所が毎月2回行う配分検査結果を用います。

(5) 交付対象数量

奨励金の交付対象となる生乳は、事業対象者が生産した生乳のうち、(4)による検査結果の単純平均値が(2)のすべての項目の乳質基準を満たしている場合、当該月の受託販売数量をこの事業の対象とし、これを12ヵ月分集積して得た数量に、本会の平成30年度総取引数量（公共除く）のうちチーズ向け生乳の取引数量の比率を乗じて得た数量とします。

※各取組の詳細や今後のスケジュールについては所属の農協にお問い合わせ下さい。

抗生物質混入事故の未然防止を図りましょう

ポジティブリスト制度が施行され、生乳に残留農薬や抗菌性物質が混入していない事を証明し、個々の農場の生産履歴を記録するためにチェックシートに記録を始めてから12年、生乳の出荷伝票が採用され5年が経過しました。近年はほとんどの生産者において良好な記録がなされていますが、残念ながら出荷乳質のトラブルや廃棄事故が年間を通して発生しています。昨年度では、抗生物質の混入事故が127tあり、廃棄事故原因の42%を占めています。人間の記憶は曖昧です。記録と確認により生乳廃棄事故を無くしましょう。

【抗菌性物質の混入】

この場合に最も多いのが『「うっかり」して〇〇してしまった。』と言うケースです。

治療開始後の搾乳禁止連絡ミス、勘違いによる牛の取り違い、搾乳禁止マークの確認ミス、牛個体や分房取り違いによるサンプル相違、検査結果の聞き取り時、複数サンプルの検査結果を混乱してしまい結果を逆に取り違い、など原因は様々ですがヒューマンエラーと呼ばれる人間の間違いが原因です。

人間は間違いを起こします。しかし、チェックシートの記入欄に書き込む習慣とマーキング等が実施できていれば事故の発生原因のいくつかの項目は解消され、間違いの発生頻度は確実に低下します。

チェックシートの項目の記帳を徹底しましょう。記憶よりも記録が重要です。

I 投薬の記録を正確に記帳し、マーキングや隔離の処置を即刻実施する

II 搾乳者には口頭で引継ぎ、更に搾乳者は出荷制限時間をチェックシートで確認する。

III 休業期間後には出荷前検査を依頼して抗菌性物質の陰性を確認後に出荷開始

IV 治療牛にはクォーターミルカーを使用しない

クォーターミルカーを使用した後はミルカーと同様に洗浄し、殺菌し乾燥保管します。

もしクォーターミルカーの中で細菌が繁殖すると様々な異臭が発生し、これが原因でタンクローリーの風味異常事故となる事がありますので注意しましょう。

韓国で口蹄疫が発生

韓国では、2018年3月に13か月ぶりに豚で口蹄疫（A型）の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

過去の日本での発生をみると
まず韓国で発生しています！

韓国における口蹄疫の発生状況
(2018年3月以降)



2000年 → 2000年

2002年

2010年 → 2010年
2011年

2014年 → 現在

侵入する可能性
は非常に高い!!



平成30年度における加工原料乳生産者積立金契約の取扱いについて

平成30年4月以降、加工原料乳生産者補給金制度の根拠となる法律「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」が廃止され、新たに「畜産経営の安定に関する法律」となったことに伴い、これまで補給金を受給するための要件であった加工原料乳生産者経営安定対策事業(ナシ事業)への参加は任意となりました。

このことについて酪農経営者の皆さまには、既に会員を通じて生乳受託販売契約に係る重要事項確認の際に説明のうえ、平成30年度の継続意向をお伺いしており、昨年度に締結した契約書をもって契約を継続することとなりますが、前述した根拠法の変更により、契約書の条項に変更点がありますのでご留意ください。

加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金契約書新旧対照表 (中略)

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>〇〇〇〇(以下「甲」という。)、〇〇農業協同組合連合会(以下「乙」という。)、〇〇県(府)農業協同組合連合会(以下「丙」という。)及び〇〇農業協同組合(以下「丁」という。)は、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の定める要綱並びに乙の定める業務方法書に基づき、乙が管理主体となって実施する加工原料乳生産者経営安定対策事業への加入について以下のとおり契約を締結する。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第1条 甲は、加工原料乳生産者経営安定対策事業の趣旨を了知の上、本事業に加入し、乙が行った生乳受託販売に係る加工原料乳の数量として都道府県知事又は<u>農林水産大臣が畜産経営の安定に関する法律施行令第9条第1項</u>の規定に基づき認定する数量(以下「加工原料乳認定数量」という。その数量の毎年度における合計が<u>畜産経営の安定に関する法律第12条第3項</u>に規定する<u>交付対象数量</u>を超える場合にあっては、その算出される数量)のうち甲が生産した加工原料乳の数量として乙が毎年4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び翌年の1月1日から3月31日までの各期間(以下「四半期」という。)ごとに認定する数量(以下「契約者別認定数量」という。)について、拠出金を納付するものとする。</p> <p>ただし、加工原料乳認定数量の毎年度における当該四半期までの合計が加工原料乳交付対象数量を超える場合における拠出金の納付については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>第2条・第3条 [略]</p> | <p>〇〇〇〇(以下「甲」という。)、<u>〇〇地域指定生乳生産者団体</u>〇〇農業協同組合連合会(以下「乙」という。)、〇〇県(府)農業協同組合連合会(以下「丙」という。)及び〇〇農業協同組合(以下「丁」という。)は、<u>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「法」という。)</u>第5条、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の定める要綱並びに乙の定める業務方法書<u>及び受託規程(法第6条第2項に規定する受託規程をいう。)</u>に基づき、乙が管理主体となって実施する加工原料乳生産者経営安定対策事業への加入について以下のとおり契約を締結する。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第1条 甲は、加工原料乳生産者経営安定対策事業の趣旨を了知の上、本事業に加入し、乙が行った生乳受託販売に係る加工原料乳の数量として都道府県知事又は<u>農林水産大臣が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第5条第1項</u>の規定に基づき認定する数量(以下「加工原料乳認定数量」という。その数量の毎年度における合計が<u>法第11条第1項</u>に規定する<u>指定生乳生産者ごとに算出される数量</u>を超える場合にあっては、その算出される数量)のうち甲が生産した加工原料乳の数量として乙が毎年4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び翌年の1月1日から3月31日までの各期間(以下「四半期」という。)ごとに認定する数量(以下「契約者別認定数量」という。)について、拠出金を納付するものとする。</p> <p>ただし、加工原料乳認定数量の毎年度における当該四半期までの合計が加工原料乳交付対象数量を超える場合における拠出金の納付については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>第2条・第3条 [略]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(補填金の交付)</p> <p>第4条 乙は、当該年度の加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合には、補填金の単価に当該交付対象者の当該年度の加工原料乳のそれぞれの補填金の交付対象となる数量を乗じて得た額を甲に支払う。ただし、甲が本契約の履行を怠った場合及び加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱(平成15年10月1日付け15農畜機第48号6)第4の6の(8)のアのなお書きに該当する場合は、乙は甲に対し、補填金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第5条～第15条 [略]</p> | <p>(補填金の交付)</p> <p>第4条 乙は、当該年度の加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合には、補填金の単価に当該交付対象者の当該年度の加工原料乳のそれぞれの補填金の交付対象となる数量を乗じて得た額を甲に支払う。ただし、甲が本契約の履行を怠った場合及び加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)第4の5の(8)のアのなお書きに該当する場合は、乙は甲に対し、補填金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第5条～第15条 [略]</p> |

平成30年度生産者乳価対策実施要領について

去る平成30年3月9日開催の第16回理事会において、下記の通り決定しました。

第1 目的

九州生乳販売農業協同組合連合会(以下、「本会」という)は、九州酪農民の経営安定・向上に資するための事業・拠出・対策等を行い、再生産可能な生産者乳価を確保することを目的とし、「生産者乳価対策資金」(以下、「資金」という)を積み立てる。

第2 用途

- ①酪農家と消費者の相互理解を深め牛乳の市場価格や消費の向上に寄与する事業
- ②需給の緩和、伝染病、残留農薬混入等の不測の事態に備える拠出
- ③公益性が高く生産者の総意で必要と判断される事業
- ④一定の基準を超える集送乳経費に対する補てん

第3 積立対象乳量・単価

会員の各月の受託乳量(公共施設を除く)1kgあたり0.30円とする。

第4 積立方法

本会は、各月の対象乳量に単価を乗じ得られた金額を当月の支払乳代から控除する。

第5 積立期間

平成30年4月分乳代から平成31年3月分乳代までの1年間とする。

第6 積立金の管理

本会は資金口座を設け、一般会計と明確に区分し管理する。

第7 資金の発動

第1の目的を達成するため資金の発動を必要とする場合、生乳受託販売委員会の意見を聞き理事会で発動を決定する。

第8 積立金の利息

利息がある場合はこれを資金に繰り入れる。

第9 積立金の清算

年度終了後に資金の残余金が発生した場合、これを清算する。

第10 その他

本要領に規定がない事項については理事会において決定する。

付則 本要領は平成30年4月1日から施行する。

酪農情勢報告

1. 生乳生産

(1)九州の生乳出荷戸数

平成30年3月の生乳出荷戸数は1,398戸です。平成29年3月時点の1,457戸と比較すると59戸減少しています。

(2)九州の乳用種雌牛飼養頭数と出生頭数

23カ月令以下の頭数は、昨年12月に前年を上回って以降1～3月も前年を上回る推移が続いています。一方の24カ月令以上の頭数は前年を下回って推移しています。

表1 乳用種雌牛飼養頭数(平成30年1～3月)(単位:頭)

| | | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|-----|---------|---------|---------|
| 23カ月令以下 | | 28,311 | 28,821 | 28,704 |
| | 前年差 | 267 | 996 | 921 |
| | 前年比 | 101.0% | 103.6% | 103.3% |
| 24カ月令以上 | | 79,737 | 79,749 | 79,752 |
| | 前年差 | -1,247 | -1,330 | -1,344 |
| | 前年比 | 98.5% | 98.4% | 98.3% |
| 総頭数 | | 108,048 | 108,570 | 108,456 |
| | 前年差 | -980 | -334 | -423 |
| | 前年比 | 99.1% | 99.7% | 99.6% |

注: Jミルクホームページより

出生総頭数は、昨年9月以降前年を上回って推移しており、12～2月も前年を上回っています。また、その内訳として乳用種雌の頭数が前年を大きく上回っています。

表2 出生頭数(平成29年12月～平成30年2月)(単位:頭)

| | | 12月 | 1月 | 2月 |
|---------|-----|--------|--------|--------|
| 総頭数 | | 4,702 | 4,465 | 3,560 |
| | 前年差 | 52 | 502 | 157 |
| | 前年比 | 101.1% | 112.7% | 104.6% |
| うち、乳用種雌 | | 1,197 | 1,220 | 897 |
| | 前年差 | 213 | 386 | 125 |
| | 前年比 | 121.6% | 146.3% | 116.2% |
| うち、乳用種雄 | | 892 | 787 | 691 |
| | 前年差 | 44 | 50 | 24 |
| | 前年比 | 105.2% | 106.8% | 103.6% |
| うち、交雑種 | | 2,201 | 2,043 | 1,663 |
| | 前年差 | -171 | 53 | 21 |
| | 前年比 | 92.8% | 102.7% | 101.3% |

注: Jミルクホームページより

(3)生乳生産量

九州の生乳受託乳量については、1～3月の期間中で徐々に前年比の回復が見られ、3月については前年

表3 生乳受託乳量(単位:t、%)

| | | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|-----|---------|---------|---------|
| 九州 | | 51,762 | 48,000 | 55,422 |
| | 前年比 | 98.6 | 98.9 | 100.5 |
| 都府県 | | 269,711 | 247,895 | 281,916 |
| | 前年比 | 97.4 | 97.8 | 98.9 |
| 北海道 | | 325,795 | 295,973 | 328,065 |
| | 前年比 | 102.8 | 102.5 | 102.4 |
| 全国 | | 595,506 | 543,867 | 609,981 |
| | 前年比 | 100.3 | 100.3 | 100.8 |

注: 中央酪農会議 用途別販売実績(速報)より

注: 29年度から東海と九州の公共の数値が除かれています。

を0.5%上回りました。

都府県の受託乳量は2%前後下回って推移する一方、北海道の生乳受託乳量は前年を2%以上上回って推移しており、全国の生乳受託乳量は前年を若干上回る水準での推移となっています。

2. 生乳需給

1～3月の全国の生乳需給は、全国の生乳受託乳量が前年を上回る中、飲用向けは昨年が牛乳に関するテレビ番組の効果もあって好調に推移していた反動もあり、落ち着いた動きとなった結果、脱脂粉乳・バター等向けは前年を上回りました。

九州においては、期間中の生乳受託乳量が前年を若干下回る中、飲用向けについては全国と同様落ち着いた動きとなったものの、脱脂粉乳・バター等向けは前年を下回りました。

表4 用途別販売数量前年比

(単位:トン、%)

| | | 用途 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----------|----|---------|---------|---------|
| 九州 | 飲用 | | 34,257 | 32,783 | 33,742 |
| | (前年比) | | - | - | - |
| | はつ酵乳 | | 7,080 | 6,695 | 7,342 |
| | (前年比) | | - | - | - |
| | 脱脂粉乳・バター | | 7,677 | 6,057 | 11,376 |
| | (前年比) | | 98.1 | 100.1 | 98.6 |
| 全国 | 生クリーム | | 2,650 | 2,367 | 2,864 |
| | (前年比) | | - | - | - |
| | チーズ | | 98 | 99 | 99 |
| | (前年比) | | 100.7 | 100.1 | 100.0 |
| | 飲用 | | 267,159 | 248,773 | 255,783 |
| | (前年比) | | - | - | - |
| 九州 | はつ酵乳 | | 37,732 | 34,823 | 39,848 |
| | (前年比) | | - | - | - |
| | 脱脂粉乳・バター | | 147,964 | 122,455 | 155,333 |
| | (前年比) | | 103.5 | 104.8 | 103.1 |
| | 生クリーム | | 106,262 | 101,490 | 111,993 |
| | (前年比) | | - | - | - |
| 全国 | チーズ | | 36,389 | 36,326 | 41,024 |
| | (前年比) | | 97.8 | 101.9 | 98.8 |

注: 中央酪農会議 用途別販売実績(速報)より

注: 29年度から生クリーム等向けの定義が変わり、データに連続性がないため、飲用・はつ酵乳・生クリーム向けの前年比が表示されていません。

3. 今後について

直近の九州の生乳受託乳量は前年を上回る推移となっていますが、24カ月令以上の乳用種雌牛飼養頭数は前年を下回っており、直近の好調な生乳生産は昨年秋からの出生頭数の増加に伴う個体乳量の増加によるものが大きいと考えられます。安定的な酪農経営を維持していくには後継牛の確保が重要ですが、導入牛相場は依然として高騰を続けており、後継牛確保を外部導入に頼らない体制作りが求められています。九州内でもそういった動きは少しずつ進んでおり、23カ月令以下の乳用種雌牛飼養頭数は徐々に増加傾向にあります。こうした取り組みをJミルクが支援する地域生産基盤強化支援事業が2年目を迎え、本会としても各会員と実施に向けて検討を進めています。本会としては、今後も引き続き生乳生産基盤の維持・強化に向けた取り組みを検討・実施していきます。

平成29年度会員別生乳受託乳量

(単位：t、%)

| | ふくおか県酪協 | | | 佐賀県農協 | | | 長崎県酪連 | | | 熊本県酪連 | | | 大分県酪協 | | | 宮崎県経済連 | | | 鹿児島県酪協 | | | 合計 | | |
|-----|---------|------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|---------|-------|-------|--------|-------|------|--------|------|------|--------|-------|------|---------|-------|------|
| | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 | 実績 | H28比 | H27比 |
| 4月 | 6,734 | 96.9 | 92.3 | 1,279 | 91.9 | 87.5 | 3,617 | 99.2 | 94.3 | 21,561 | 102.2 | 99.0 | 6,192 | 97.1 | 92.2 | 7,043 | 97.0 | 93.4 | 7,650 | 96.0 | 91.6 | 54,076 | 98.9 | 94.9 |
| 5月 | 6,815 | 97.5 | 92.7 | 1,299 | 93.2 | 86.8 | 3,685 | 100.1 | 95.9 | 22,079 | 100.3 | 99.4 | 6,221 | 95.9 | 91.6 | 7,177 | 96.1 | 93.9 | 7,850 | 96.3 | 92.4 | 55,126 | 98.1 | 95.3 |
| 6月 | 6,369 | 97.5 | 93.2 | 1,178 | 90.2 | 84.1 | 3,343 | 97.7 | 93.4 | 20,700 | 101.0 | 99.6 | 5,803 | 96.6 | 91.0 | 6,664 | 96.7 | 94.2 | 7,226 | 97.7 | 93.4 | 51,283 | 98.5 | 95.4 |
| 7月 | 5,963 | 93.1 | 87.9 | 1,092 | 86.1 | 79.0 | 3,124 | 97.4 | 89.4 | 19,244 | 95.6 | 93.7 | 5,380 | 91.2 | 86.1 | 6,291 | 93.3 | 91.1 | 6,687 | 95.7 | 89.2 | 47,781 | 94.4 | 90.4 |
| 8月 | 5,804 | 94.1 | 89.3 | 1,072 | 89.7 | 81.3 | 2,936 | 92.0 | 87.3 | 18,469 | 96.1 | 94.4 | 5,163 | 91.1 | 88.0 | 5,911 | 91.1 | 89.4 | 6,264 | 91.8 | 88.1 | 45,619 | 93.6 | 90.6 |
| 9月 | 5,907 | 96.3 | 93.1 | 1,122 | 94.9 | 85.5 | 2,977 | 93.1 | 89.1 | 18,733 | 97.5 | 95.9 | 5,147 | 92.6 | 89.9 | 5,948 | 93.5 | 92.8 | 6,320 | 95.3 | 90.5 | 46,154 | 95.6 | 93.0 |
| 10月 | 6,191 | 97.6 | 94.5 | 1,153 | 92.7 | 85.2 | 3,180 | 97.8 | 91.9 | 19,603 | 99.3 | 97.7 | 5,412 | 95.4 | 92.4 | 6,232 | 95.7 | 92.7 | 6,666 | 99.7 | 93.7 | 48,438 | 97.9 | 94.7 |
| 11月 | 6,067 | 98.4 | 94.4 | 1,138 | 90.7 | 86.4 | 3,028 | 95.5 | 88.1 | 19,321 | 99.4 | 98.6 | 5,366 | 94.6 | 93.1 | 6,119 | 95.4 | 92.7 | 6,644 | 99.6 | 94.6 | 47,682 | 97.7 | 95.1 |
| 12月 | 6,394 | 98.7 | 94.5 | 1,231 | 92.1 | 89.4 | 3,251 | 93.1 | 90.5 | 20,440 | 99.7 | 98.0 | 5,695 | 95.7 | 91.8 | 6,478 | 95.5 | 92.8 | 7,065 | 98.9 | 94.3 | 50,553 | 97.8 | 94.9 |
| 1月 | 6,595 | 98.4 | 96.6 | 1,293 | 94.4 | 93.7 | 3,334 | 94.9 | 91.8 | 20,856 | 99.8 | 98.9 | 5,935 | 98.5 | 94.8 | 6,745 | 98.2 | 95.7 | 7,398 | 98.9 | 95.9 | 52,157 | 98.7 | 96.7 |
| 2月 | 6,038 | 97.8 | 92.3 | 1,225 | 99.8 | 94.8 | 3,056 | 93.5 | 88.2 | 19,350 | 100.1 | 96.0 | 5,488 | 97.9 | 91.4 | 6,265 | 99.0 | 92.8 | 6,945 | 99.9 | 93.2 | 48,366 | 99.0 | 93.6 |
| 3月 | 6,894 | 99.0 | 96.5 | 1,400 | 104.6 | 98.5 | 3,512 | 93.9 | 92.5 | 22,481 | 102.2 | 101.5 | 6,332 | 100.0 | 96.5 | 7,132 | 99.2 | 96.7 | 8,088 | 101.7 | 97.6 | 55,838 | 100.6 | 98.4 |
| 合計 | 75,772 | 97.2 | 93.1 | 14,480 | 93.4 | 87.7 | 39,042 | 95.8 | 91.1 | 242,838 | 99.5 | 97.8 | 68,132 | 95.6 | 91.6 | 78,005 | 95.9 | 93.3 | 84,803 | 97.7 | 92.9 | 603,072 | 97.6 | 94.5 |

平成29年度販売状況について

用途別生乳販売実績

(単位 数量：t、前年比：%)

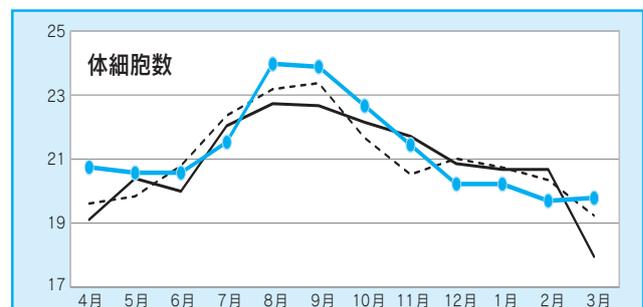
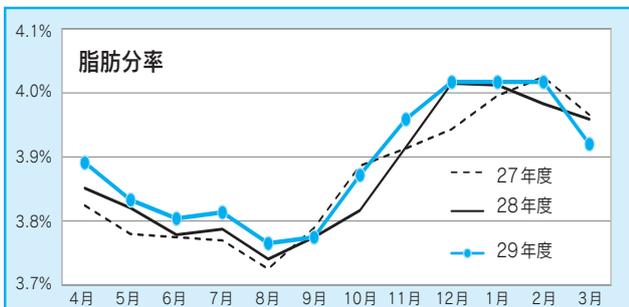
| 用途 | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 第4四半期計 | | 下期計 | | 29年度累計 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 数量 | 前年比 | 数量 | 前年比 | 数量 | 前年比 | 数量 | 前年比 | 数量 | 前年比 | 数量 | 前年比 |
| 域内飲用向 | 24,289 | 114.5 | 20,279 | 110.0 | 22,293 | 112.4 | 66,861 | 112.4 | 135,132 | 108.5 | 280,758 | 104.2 |
| 学校給食向 | 3,420 | 105.0 | 3,981 | 95.6 | 2,582 | 93.3 | 9,982 | 98.0 | 21,615 | 100.7 | 39,928 | 101.2 |
| 域外飲用向 | 6,823 | 65.6 | 8,778 | 80.8 | 9,141 | 83.1 | 24,743 | 76.7 | 46,668 | 77.1 | 97,052 | 79.9 |
| 飲用向計 | 34,532 | 99.0 | 33,038 | 98.7 | 34,016 | 101.2 | 101,586 | 99.7 | 203,416 | 98.5 | 417,738 | 97.1 |
| はっ酵乳等向 | 7,080 | 107.8 | 6,695 | 107.2 | 7,342 | 107.1 | 21,116 | 107.4 | 43,201 | 107.0 | 91,301 | 108.6 |
| 加工原料乳向 | 7,780 | 98.2 | 6,151 | 100.1 | 11,497 | 98.6 | 25,426 | 98.8 | 39,313 | 98.5 | 60,808 | 93.6 |
| 生クリーム等向 | 2,667 | 78.9 | 2,383 | 81.6 | 2,884 | 87.3 | 7,934 | 82.6 | 16,513 | 83.9 | 32,045 | 86.0 |
| チーズ原料向 | 98 | 100.7 | 99 | 100.1 | 99 | 100.0 | 295 | 100.3 | 590 | 99.5 | 1,181 | 98.5 |
| 販売乳量合計 | 52,156 | 98.7 | 48,366 | 99.0 | 55,837 | 100.6 | 156,360 | 99.4 | 303,034 | 98.7 | 603,072 | 97.6 |

支払乳代

(単位 金額：千円、単価：円)

| 項目 | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 第4四半期計 | | 下期計 | | 29年度累計 | |
|------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|
| | 金額 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | 単価 |
| 生乳販売金額① | 5,460,835 | 104.700 | 5,103,516 | 105.519 | 5,708,617 | 102.236 | 16,272,968 | 104.073 | 31,879,349 | 105.201 | 64,028,878 | 106.171 |
| 脂肪加算金 | 57,178 | 1.096 | 51,412 | 1.063 | 49,039 | 0.878 | 157,630 | 1.008 | 297,786 | 0.983 | 488,093 | 0.809 |
| 無脂固形加算金 | 57,908 | 1.109 | 53,210 | 1.100 | 55,754 | 0.998 | 166,872 | 1.067 | 323,031 | 1.066 | 581,534 | 0.964 |
| 成分加算金計 | 115,086 | 2.206 | 104,622 | 2.163 | 104,793 | 1.877 | 324,502 | 2.075 | 620,817 | 2.049 | 1,069,626 | 1.774 |
| 季節別調整率② | 92% | | 92% | | 92% | | | | | | | |
| 季節別調整額 | -436,867 | -8.376 | -408,281 | -8.441 | -456,689 | -8.180 | -1,301,837 | -8.326 | -1,402,710 | -4.629 | -330,143 | -0.547 |
| 調整後乳代③=①×② | 5,023,968 | 96.324 | 4,695,235 | 97.077 | 5,251,928 | 94.057 | 14,971,131 | 95.747 | 30,476,639 | 100.571 | 63,698,735 | 105.624 |
| プール費用④ | 243,059 | 4.661 | 238,670 | 4.935 | 265,004 | 4.746 | 746,733 | 4.776 | 1,443,220 | 4.763 | 2,943,289 | 4.881 |
| 差引乳価③-④ | 4,780,909 | 91.663 | 4,456,565 | 92.142 | 4,986,923 | 89.311 | 14,224,398 | 90.971 | 29,033,419 | 95.808 | 60,755,446 | 100.743 |

月別受託生乳検査成績



酪農理解醸成・
牛乳消費拡大対策事業

お知らせとご報告について

本会ホームページリニューアルのご案内

本会ではかねてより準備を進めていました本会ホームページのリニューアルが完了し、平成30年4月2日より公開致しました（URL：<https://kyuhanren.com/>）。

今回のリニューアルでは、従来（一社）中央酪農会議のホームページにおいて公開されていた本会のページと、本会において運用していた九州LoveMilkClubのホームページを統合しています。引き続きこの新しいホームページの改善やコンテンツの充実に向けていき、酪農関係者・生活者の方々により分かりやすく親切な情報を伝達していきます。

6月1日は牛乳の日・6月は牛乳月間です!!

Jミルクが推進する「牛乳の日・牛乳月間」について、九州LoveMilkClubでは6月に福岡で酪農理解醸成イベント「ハッピーミルクフェスタ2018」を開催しますので、ぜひご参加ください!

| 日時 | 会場 | イベント名 |
|------------------|--|---|
| 平成30年 6月3日(土) | イオンモール福岡 (福岡県糟屋郡粕屋町 酒殿老ノ木 192-1) | 九州 LoveMilkClub presents FM Fukuoka ハッピーミルクフェスタ 2018 |

MILK JAPAN店頭販促「春ミルクでバナナミルクセーキ」を実施しました!



3月10日(土)・11日(日)イオンモール九州28店舗と3月31日(土)・4月1日(日)サトー食鮮館5店舗の「牛乳売り場」で店頭販促《春ミルクでバナナミルクセーキ》を実施しました。今回も料理研究家の西川氏とタイアップして買物客に試飲して頂きました。また、各店舗で先着15名にミルクジャパンのグッズをプレゼントした他、POPの飾り付けで「牛乳売場」を賑やかにし、買物客へ九州生まれの牛乳をPRしました。今後も「牛乳売場」で新しいレシピを紹介しながら、九州生まれの牛乳の良さを多くの消費者に知ってもらい、購買に繋げていきます。

酪農家と大学生の意見交換会を開催しました！

平成30年2月19日（月）に熊本県の阿蘇ミルク牧場にて福岡の中村学園大学の学生2名を招待し、酪農教育ファームについての卒業論文を九州管内11名の酪農家の前で発表していただきました。その後、酪農家と学生がお互いに質問や感想などを共有する時間を設け意見交換を行いました。

「酪農体験の受け入れは小学生がメインとなるので大学生からのしっかりとした意見や感想を聞くことができて大変有意義な時間だった。」とのご意見もいただきました。



認証牧場の現地検査を実施します！

酪農教育ファームでは認証牧場を対象に、酪農体験実施時の安全性や衛生面の管理が行われているかの現地検査を順次実施いたします。この検査は認証規程にも定められている通り、3年に1度の受検が必須となっております。今後も安全に酪農教育ファーム活動を継続できるように、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

| 酪農教育ファーム 牧場現地検査 チェック票 | |
|---|--|
| 生乳生産管理基準及び作業手順等 <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する | <input type="checkbox"/> 手洗い場の設置 <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する |
| <input type="checkbox"/> 生乳生産管理重点管理基準が遵守されているか？ <input type="checkbox"/> 牛舎内は整理整頓されているか？ <input type="checkbox"/> 訪問者が通る通路は清潔かつ安全に確保されているか？ <input type="checkbox"/> 訪問者が体験や活動を行う場所は清潔かつ安全に確保されているか？ <input type="checkbox"/> 牛体は清潔に管理されているか？ <input type="checkbox"/> 周囲に悪臭がしていないか？ <input type="checkbox"/> 牧場周辺の環境変化に努めているか？ | <input type="checkbox"/> 手洗い場は設置されているか？ <input type="checkbox"/> 清潔に管理されているか？ <input type="checkbox"/> 殺菌作用のある石鹸等は用意してあるか？ <input type="checkbox"/> 流水は十分な？ |
| トイレの設置 <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する | <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する |
| <input type="checkbox"/> トイレは設置されているか？ <input type="checkbox"/> 清潔に管理されているか？ <input type="checkbox"/> 紙などの備品類は整備されているか？ <input type="checkbox"/> 設置場所は安全か？ | 近隣の医療機関について (医療機関の連絡先を分かりやすい場所に掲示、或いは携帯電話等に登録するなどして、緊急時に直ちに医療機関に連絡を取れるようにしてあるか？) <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する |
| 【所感・その他特記事項】 | 牧場からの所要時間（ ）で（ ）分程度 【所感・その他特記事項】 |
| 【所感・その他特記事項】 | <input type="checkbox"/> 見学ルート等について <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する |
| 緊急医療品の整備 <input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する | <input type="checkbox"/> 牧場内を、見学可能エリアと危険エリアに区分し、子ども達にも理解できる立看板や注意事項などを表示しているか？ <input type="checkbox"/> 農具類（フォーク・鎌等）は、事故が起こらないよう保管場所に注意を払い管理しているか？ <input type="checkbox"/> 薬品類（除草剤・動物用医薬品・洗剤等）は、子ども達が触れないよう収納し、保管庫に鍵をかけるなど万全の管理を行っているか？ <input type="checkbox"/> 車両（トラック・トラクター等）は、万一子ども達が触れても動かないようロックをし、鍵の管理を万全に行っているか？ <input type="checkbox"/> 牧場敷地内の見学ルート上の段差、穴、溝やすい場所等について、改善などの対応を行っているか？（特に障害者受入OKの牧場） |
| 【所感・その他特記事項】 | 【所感・その他特記事項】 |



ファン獲得運動や酪農家紹介ムービー、牛乳料理やイベント情報はこちらをチェック！まずは検索してみてくださいね！

ホームページは **九州生乳販連** で検索 URL : <https://kyuhanren.com/>
 フェイスブックは **九州生乳販連** または **@kyuhanren** で検索
 URL : <https://www.facebook.com/kyuhanren>

暑対策を 始めましょう!!

暑熱による酪農経営への影響

泌乳量の低下

経産牛では26℃を超えると約4 kg乳量が低下する
(乳牛は気温が21℃を越えると乾物摂取量が減り、
22℃からは乳量が減るというデータあり。)

乳脂率の低下

暑熱ストレスがかかると
第一胃のpHが低下し脂
肪合成が阻害される

繁殖成績の低下

- ①食欲不振で栄養不足
- ②卵巣機能の減退
- ③体温上昇による受胎率の低下

対策

飼料

牛の暑熱
ストレスを軽減



組み合わせて

暑熱対策 効果アップ

牛体

牛が体温を
下げるのを助ける

牛舎

牛の周囲の
温度を下げる



飼料

- 給与回数を増やす。
- 消化を助けるため、切断長を短くし、早朝・夕方の涼しい時間に給与する。

牛体

- 毛刈り、牛体の汚れを落とし、熱放散を助ける。

牛舎

- 窓の開放、障害物の撤去、密飼いを避け風通しの良い環境づくりを。
- 屋根への散水など断熱効果を高める。
- 扇風機の手入れ、風量の調整。

ご自身の牛舎環境に
合う方法で早めの対策を
心がけましょう。

